

## 参議院の調査会制度 30 年

企画調整室長

みのべ はるひこ  
美濃部 寿彦

平成 28 年 9 月に召集された臨時国会において、参議院では「国際経済・外交」、「国民生活・経済」及び「資源エネルギー」に関する三つの調査会が新たに発足した。

「調査会」は、常設的に設置される常任委員会や会期ごとに設置される特別委員会とは別に、国政の基本的事項に関し、長期的かつ総合的な調査を行う、参議院独自の機関である。昭和 61 年に創設され、参議院議員の半数の任期満了日まで、1 期 3 年ごと、10 期 30 年にわたり、熱心かつ真摯に調査・政策提言、立法活動等を行ってきた。

この調査会は、参議院改革の一環として、前身の「調査特別委員会」を拡充強化する機関として発足した。参議院にふさわしい審議の実現のため、6 年という参議院議員の任期に着目し、国政の基本的事項について、専ら長期的かつ総合的な調査を行い、毎年、議長に報告書を提出するほか、その調査結果に基づき、法律案を自ら提出するのみならず、他の委員会に立法を勧告することもできる特色ある機関である。

これまで、国際、国内分野等、各期三つの調査会が設置されてきた。国際分野においては、国際社会における我が国の役割や日本外交の在り方、国際平和・持続可能な国際経済と日本外交の役割、世界の水問題と日本の対外戦略等に関し、また、国内分野においては、少子高齢社会への対応、持続可能な経済社会と社会保障、真に豊かな社会の構築等に関し、さらに、我が国の産業・資源エネルギーの課題、時代の変化に対応した行政監査、国の統治機構の在り方、地域活力の向上と共生社会の実現等、いずれも広範かつ多岐にわたるテーマに果敢に取り組んできた。

調査会が提出し、成立した法律としては、①高齢社会対策の総合的な推進を図るため、その基本理念、国の責務等を規定する「高齢社会対策基本法」（平成 7 年、国民生活に関する調査会提出）、②配偶者からの暴力防止、被害者保護等を定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」（平成 13 年、共生社会に関する調査会提出）及び③同法における配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令制度の拡充等更なる施策推進のための同法改正（平成 16 年、同調査会提出）がある。

また、参議院に期待される行政監視機能向上のため、オンブズマン的機能を備えた行政監視のための新たな第二種常任委員会（行政監視委員会）設置（平成 9 年、行財政機構及び行政監察に関する調査会報告）も成果の一つである。

今期第 11 期の調査会のテーマは、奇しくも調査会制度発足時の「外交・総合安全保障」、「国民生活」及び「産業・資源エネルギー」の 3 分野に回帰したとも考えられ、改めて、調査会制度の趣旨を生かした積極的な活動を期待する。また、今年に参議院創設 70 周年でもあり、二院制下における参議院の役割を改めて考える契機としたい。